

平成31年第5回海津市教育委員会議事録

平成31年4月3日（水）午後2時より第5回海津市教育委員会が海津市文化センター 視聴覚室2に招集され、会議を開催した。

会議の次第は次のとおりである。

1 本日の協議事項

(1) 議事録の承認

(2) 教育長の報告

(3) 継続協議事項

議案第86号（平成28年）海津市内の園・小中学校の適正配置について

(4) 協議事項

議案第32号 平成31年度小中学校教務主任等の承認について

(5) 追加日程

議案第33号 海津市図書館協議会委員公募に関する規程の制定について

2 その他

(1) 教育委員会後援事業3・4月申請分について

3 本日の会議に出席した教育長及び教育委員は次のとおりである。

中 野 昇 ・ 伊 藤 亮 一 ・ 森 圭 子 ・ 大 橋 利 ・
大 津 由 佳

4 本日の会議に欠席した委員は次のとおりである。

な し

5 本日の会議に説明者として出席した者は次のとおりである。

事務局長 伊 藤 一 人

教育総務課長 大 橋 隆 幸 学校教育課長 森 島 利 明

こども課長 渡 辺 昌 代

社会教育課長兼図書館長兼歴史民俗資料館長 大 倉 光 好

スポーツ課長 金 森 健 吉

学校給食センター所長 伊 藤 明

6 本日の会議に書記として出席した者は次のとおりである。

教育総務課係長 池 戸 ゆ り

発言者	内 容
教育長	平成 3 1 年第 5 回海津市教育委員会の開催を午後 2 時に宣言する。 自己紹介を行う。 (1) 前回の議事録について承認を問う。
全委員	よろしい。
教育長	(2) 教育長の報告を行う。 質疑を問う。質疑なしを確認する。 (3) 継続協議事項 議案第 8 6 号 (平成 2 8 年) 海津市内の園・小中学校の適正配置について説明を求める。
教育総務課長	特に報告事項はありません。
教育長	特にないようですので、今後もよろしくお願ひしたい。 (4) 協議事項 議案第 3 2 号 平成 3 1 年度小中学校教務主任等の承認について説明を求める。
学校教育課長	別紙の議案第 3 2 号のとおり、各学校から教務主任等の承認申請書が提出されているので、よろしく承認をお願いしたい。
教育長	今回、異動等により新しく教務主任になったのは、東江小学校の教務主任、城山小学校の教務主任、平田中学校の教務主任である。 この後、学校評議員の名簿も提出される予定である。
学校教育課長	一部訂正をお願いする。 吉里小学校の事務主任のところは斜線になっているので、再度申請書を提出してもらおう。
教育長	質疑を問う。質疑なしを確認する。 協議事項 議案第 4 3 号 平成 3 1 年度小中学校教務主任等の承認について承認してよろしいか。
全委員	よろしい。
教育長	(5) 追加日程 議案第 3 3 号 海津市図書館協議会委員公募に関する規程の制定について説明を求める。
社会教育課長兼 図書館長兼歴史 民俗資料館長	第 1 回定例会において可決された図書館条例で、協議会委員を置くという条例改正を行った。委員の定数は 1 0 人以内である。 その委員を公募で行ったかどうかという意見がでたことから、2 名を公募で行う規程の制定をするもの。 公募の方法については、広報紙や市ホームページに掲載予定である。
教育長	質疑を問う。
伊藤委員	応募がなかった場合はどうするのか。

発言者	内 容
社会教育課長兼 図書館長兼歴史 民俗資料館長	期限を設定して、応募がない場合は継続して行う予定である。
伊藤委員	10人の内2名は公募なので、8人で運営協議会を進めていくのか。
社会教育課長兼 図書館長兼歴史 民俗資料館長	条例では、10人以内と定めている。
事務局長	公募枠としては2名で、なければ10人以内なので8人で運営ということになるが、できることなら公募による委員も参加する協議会となるように進めていきたい。
大津委員	書類審査だけでいいのか。
事務局長	選考会議で決めるので、情報や信用を確認して決定することになる。 図書館は注目されているので、幅広い方にやっていただきたいと思う。 課題は、現在の3館の運営の仕方である。それぞれ特色ある図書館の運営をしていく中で、例えば、南濃図書館の開館時間の変更や平田図書館については児童図書を中心として、海津図書館は一般向けの中央図書館に確実的なものにしていく方向を事務局サイドで決めるのではなく、いろいろな意見を聞きながら図書館運営協議会で詰めていけたらという思いでいる。
教育長	10人の内2名が公募で、あと8人については知識、経験、関心等のある者ということで、海津図書館の2階で市の文化協会に所属している絵画や書道の作品を展示してみえる熱心な方等ふさわしい人が多くみえるのではないかと。
森委員	あと8人の方はどのような人か。
社会教育課長兼 図書館長兼歴史 民俗資料館長	図書館条例では、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者である者と定めている。
事務局長	小中学校の図書の代表の方、岐阜大学の先生、読み聞かせグループの方、社会教育関連でお世話になっている方を予定している。

発言者	内 容
教育長	その他質疑を問う。質疑なしを確認する。 追加日程 議案第33号 海津市図書館協議会委員公募に関する規程の制定について承認してよろしいか。
全委員	よろしい。
教育長	その他（１）教育委員会後援事業３・４月申請分について説明を求める。
教育総務課長	３月に３件の申請があり、２件については専決承認済み。４月には２件の申請があり、こちらについても専決承認済みである。 No.50について、新規で後援申請書が提出された。 内容としては、市内の小中学校の児童生徒に学習の支援を行うということで、元予備校講師、教職経験者、教職資格保有者などを団体メンバーとして発足された。実施要項は、資料のとおりであるので、協議願いたい。
教育長	代表の方は元予備校講師で、厚生労働省の事業として経済的な理由で塾に行けない子の学習支援の場を提供しようと進めてみえ、教員のOB等に声をかけられ指導者を集めてみえる。ボランティアでやられる。 質疑を問う。質疑なしを確認する。 その他（１）教育委員会後援事業３・４月申請分について承認し、新規に申請があった後援申請についても承認してよろしいか。
全委員	よろしい。
教育長	以上、本日の協議事項をすべて終了しましたので閉会する。
	【午後２時４０分終了】